

自治体情報システムの標準化・共通化について



総務省

令和4年8月8日

総務省自治行政局デジタル基盤推進室

室長 奥田 隆則

自治体情報システムの標準化・共通化

これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

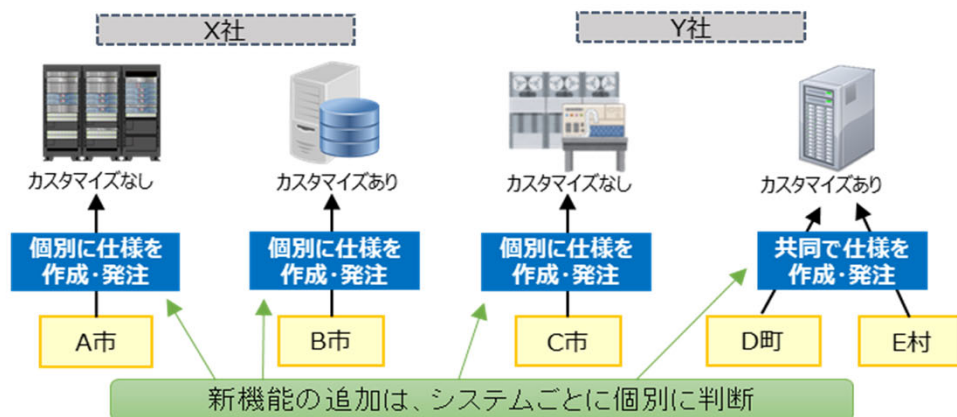
※ 20業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

目標・成果イメージ

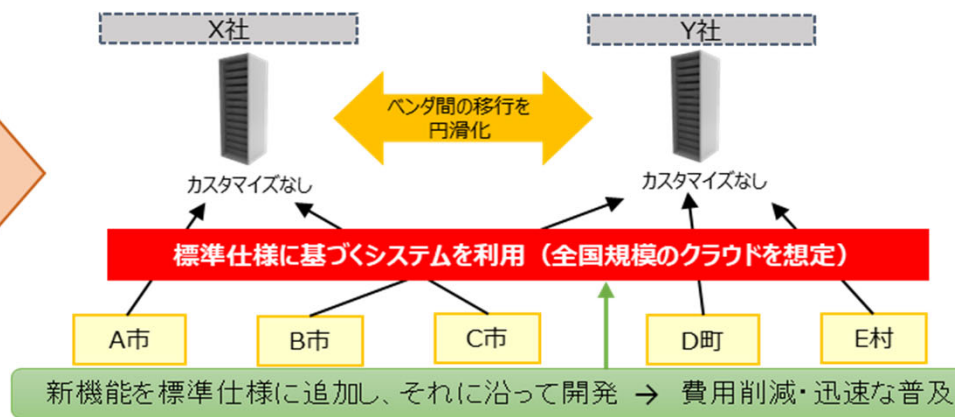
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度までに、標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



自治体情報システムの標準化・共通化に関する主な経緯

- R2.6.26 **第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」**
✓ 地方公共団体の情報システムの標準化についての取組みの方向性（法令に根拠を持つ標準の作成等）を提示
- R2.7.17 **経済財政運営と改革の基本方針2020（「骨太の方針2020」） 閣議決定**
✓ 国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化の早急な推進の決定。
・地方制度調査会の答申を踏まえた法制上の措置、財源面を含めた国の主導的な支援 等
- R2.12.25 **デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、デジタル・ガバメント実行計画2020 閣議決定**
✓ 標準化対象となる17業務の決定、標準仕様書の作成時期、標準化への移行の目標時期（令和7年度）等を決定。
・地方公共団体の業務システムの標準化・共通化及び「（仮称）Gov-Cloud」活用についての工程表
- R3.5 **デジタル5 法案、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 制定**
✓ 地方公共団体に、標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づけ
- R3.6.18 **デジタル社会の実現に向けた重点計画 閣議決定**
✓ 戸籍、戸籍の附票、印鑑登録の3業務を標準化対象事務に加えることを検討すること等を決定
- R3.12.24 **デジタル社会の実現に向けた重点計画（新重点計画） 閣議決定**
標準化対象事務を定める政令 閣議決定
- R4.1.4 **標準化対象事務を定める政令及びデジタル庁令・総務省令の公布・施行**
- R4.4.19 **地方公共団体情報システム標準化基本方針【0.8版】（案という位置づけ） 提示**
- R4. 6.7 **デジタル社会の実現に向けた重点計画（新重点計画） 改定 閣議決定**
- R4. 夏 **地方公共団体情報システム標準化基本方針【1.0版】 決定**

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定
- ※ 児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体における標準化の状況の把握や地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日等

- 令和3年9月1日
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令及び同令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の概要

趣旨

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第2条第1項の規定に基づき、標準化対象事務（情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務）を定める。

概要

○標準化対象事務は、累次の閣議決定において標準化の対象業務とされてきた17業務に、**戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録の3業務**を加え、以下の**20業務**とする。

①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金

○政令においては抽象的な事務・業務分野を示しつつ、対象事務の詳細は命令に委任することとする。

なお、命令で定める対象事務の詳細については、標準仕様書の策定期間に応じて以下のとおり規定する。

（1）令和3年度までに標準仕様書を作成済の事務（③、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩、⑫、⑯、⑰）

標準仕様書において対象事務が具体的に特定されていることから、命令においては、当該事務の根拠条文を引用して規定する。

（2）令和4年夏までに標準仕様書を作成する事務（①、②、④、⑥、⑪、⑬、⑭、⑮、⑱、⑳）

今後公表される予定の標準仕様書において対象事務が具体的に特定されることから、今後定める命令においては、政令案と同様に抽象的な事務・業務分野を規定する。

○施行期日：公布の日から施行する。

ただし、⑦から⑩に関して規定した地方税に関する事項（森林環境税の賦課徴収に関する事務に係る部分に限る。）については、令和6年1月1日から施行する。

スケジュール

（1）閣議決定：令和3年12月24日（金）

（2）政令の公布・施行：令和4年1月4日（火）

政令で定める主な標準化対象事務

① 児童手当

- ・児童手当又は特例給付の支給に関する事務

② 子ども・子育て支援

- ・子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者若しくは特定子ども・子育て支援施設等の確認又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

③ 住民基本台帳

- ・住民基本台帳に関する事務
- ・中長期在留者の住居地の届出又は外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務
- ・特別永住者の住居地の届出に関する事務
- ・個人番号の指定に関する事務
- ・住居表示に係る事項の通知に関する事務

④ 戸籍の附票

- ・戸籍の附票に関する事務

⑤ 印鑑登録

- ・印鑑に関する証明書の交付に関する事務

⑥ 選挙人名簿管理

- ・選挙人名簿又は在外選挙人名簿に関する事務
- ・投票人名簿又は在外投票人名簿に関する事務

⑦、⑧、⑨、⑩ 地方税

- ・個人の道府県民税（都民税を含む。）若しくは市町村民税（特別区民税を含む。）、法人の市町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務

⑪ 戸籍

- ・戸籍に関する事務

⑫ 就学

- ・就学義務の猶予若しくは免除又は就学困難と認められる学齢児童若しくは学齢生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務
- ・学齢簿に関する事務
- ・就学時の健康診断に関する事務

⑬ 健康管理

- ・健康教育、健康相談その他の国民の健康の増進を図るための措置に関する事務
- ・母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置に関する事務
- ・予防接種の実施に関する事務

⑭ 児童扶養手当

- ・児童扶養手当の支給に関する事務

⑮ 生活保護

- ・生活保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務

⑯ 障害者福祉

- ・障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務
- ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務
- ・福祉手当の支給に関する事務
- ・自立支援給付の支給に関する事務

⑰ 介護保険

- ・介護保険に関する事務

⑱ 国民健康保険

- ・被保険者の資格の取得若しくは喪失、保険給付の実施又は保険料の賦課及び徴収に関する事務

⑲ 後期高齢者医療

- ・被保険者の資格の取得若しくは喪失又は保険料の徴収に関する事務

⑳ 国民年金

- ・被保険者の資格の取得若しくは喪失、年金である給付若しくは一時金の支給、付加保険料の納付又は保険料の免除に関する事務

※その他 ①～⑳までの事務に附帯する事務

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和2年6月26日総理手交）

1. 基本的な認識

- **2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み**、更新時期の到来したインフラは増加。支え手・担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化
「地域の未来予測」を踏まえ、**技術を活かした対応、地域や組織の枠を越えた連携**を長期的な視点で選択する必要
- **新型コロナウイルス感染症**への対応を通じ、住民に身近な**地方公共団体が提供する行政サービスの重要性**や、人、組織、地域がつながり合う**デジタル社会の可能性**が広く認識。また、**人口の過度の偏在に伴うリスク**が浮き彫りに。

地方行政のあり方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要

目指すべき地方行政の姿

地方行政のデジタル化 (→2) → Society5.0における技術の進展を最大限活用し、時間/場所を問わず迅速/正確な行政サービスの提供を推進

公共私連携 (→3) / **地方公共団体の広域連携** (→4)

→ 資源制約の下でも、地域に住民が安心して快適に生活を営む地域社会を形成/都市・地域のスマート化の実現

→ 都道府県間の連携・協力によって、人の往来が活発な大都市圏の広域課題に対応

地方議会 (→5)

→ 資源制約の下で一層重要な役割を果たせるよう、多様な住民の参画を推進

2. 地方行政のデジタル化

- ✓ 従来の技術や慣習を前提とした行政体制を変革。Society5.0における技術の進展を最大限活用し、スマートな自治体行政へ
- ✓ マイナンバー制度は国・地方を通じたデジタル化の基盤に。地方行政のデジタル化に向けて、国が果たすべき役割はより重要に

① 国・地方を通じた行政手続のデジタル化

- 行政手続のオンライン化をはじめ地方行政のデジタル化は、住民が迅速/正確に行政サービスを楽しむために不可欠
- 国・地方共通の基盤であるマイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた普及を図り、行政手続のデジタル化を推進

② 地方公共団体の情報システムの標準化

- 国は、地方公共団体の基幹系システムについて、法令に根拠を持つ標準を設定。地方公共団体は、原則として、当該標準に則って各事業者が開発したシステムを利用

③ AI等の活用

- 国は、地方公共団体のAI等の技術開発を支援
幅広く活用すべき技術の全国利用を促進

④ 人材面の対応

- 国は、地方公共団体のICT専門人材の確保等を支援

⑤ データ利活用と個人情報保護制度

- 官民相互のデータ利活用を円滑化していくことが重要であり、それに対応した個人情報保護制度の積極的な議論を期待

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和2年6月26日総理手交）

3. 公共私連携

✓ 住民に必要なサービスを確保していくため、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会の多様な担い手の連携が重要に

① 連携・協働のプラットフォーム構築

- 地域の多様な主体の連携・協働のプラットフォームを市町村が構築
- 民間人材と地方公務員の交流環境の整備
(例：多様な任用形態・兼業許可の活用等)

② 地縁法人制度の再構築・共助の担い手の基盤強化

- 地域課題への取組を行う地縁法人制度として、認可地縁団体制度（自治会による不動産保有のための法人制度）を再構築
- 市町村は、共助の担い手に人材・資金・ノウハウ等を支援
(例：地域運営組織・集落ネットワーク圏、地域おこし協力隊・企業人)

4. 地方公共団体の広域連携

広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

✓ 地域において住民が安心して快適に生活を営むことができるようにするため、住民の生活機能の確保や、持続可能な都市構造への転換・都市/地域のスマート化の実現などのまちづくりなどのため、市町村による他の地方公共団体との自主的な連携が重要

都道府県の区域を越えた連携

✓ 広域課題への対応には、都道府県間の一層緊密な協力関係が必要に

① 市町村連携の課題への対応

- 定住自立圏、連携中枢都市圏等の市町村連携の取組を深化
 - ✓ 連携計画の作成等の役割を担う市町村と、他の市町村による連携施策のPDCAサイクルの整備
 - ✓ 公共私連携の強化のため、共私からの意見聴取・提案検討
 - ✓ 市町村連携を前提として、都道府県からの積極的な事務移譲
- が重要
- ※法制度化には、関係者と十分な意見調整が必要

② 都道府県による市町村の補完・支援体制の強化

- 多様な市町村の現状を踏まえ、きめ細やかな都道府県による補完・支援が必要
- 市町村から都道府県に役割分担の協議を要請する仕組みも検討

③ 多様な連携による生活機能の確保

- 多様な市町村間の広域連携により住民の生活機能を確保(関係市町村に適切に財政措置)

都道府県の区域を越えた広域課題への対応

- 大規模な災害や感染症への対応など、都道府県を越えた広域的な課題に対し、都道府県相互の協力関係の構築が必要
- 人口の移動が特に多い東京圏では、国も連携し、継続的に協力・調整を行う体制の構築が必要

5. 地方議会

✓ 資源制約に伴って合意形成が困難な課題が増大する中、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である地方議会に、より多様な層の住民が参画できるようにすることが必要

【無投票当選者割合】

都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%

① 請負禁止の緩和

- 禁止される請負の範囲の明確化等（個人の請負の一部緩和も検討）

② 立候補環境の整備

- 立候補に伴う不利益取扱いを禁止

2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申 (令和2年6月26日) (抄)【第32次地方制度調査会】

第2 地方行政のデジタル化

3 取組の方向性

(2)地方公共団体の情報システムの標準化

住民基本台帳、税務等の分野における基幹系システムは、地方公共団体の情報システムの中でも重要な位置を占め、維持管理に加え、制度改正等における地方公共団体ごとの個別対応による負担が大きい。自治体クラウドによる共同利用を進めるに当たっては、団体間の情報システムの差異の調整が求められる。また、地方公共団体の枠を越えて活動する住民や企業の利便性の観点からは、団体ごとに規格等が異なると利便性を妨げる。さらに、国・地方を通じたデジタル化を進める観点からも、標準的機能を各地方公共団体のシステムが保有していることが望まれる。こうしたことから、**標準化等の必要性は高く、早急な取組が求められる。**

また、法令でほとんどの事務が定められており、観光、産業等の分野と比べて創意工夫の余地が小さいと言える。

そこで、基幹系システムについては、個々の地方公共団体でのカスタマイズや共同利用に関する団体間の調整を原則不要とするとともに、ベンダロックインを防ぎ、事業者間のシステム更改を円滑にするため、**システムの機能要件やシステムに関係する様式等について、法令に根拠を持つ標準を設け、各事業者は当該標準に則ったシステムを開発して全国的に利用可能な形で提供することとし、地方公共団体は原則としてこれらの標準準拠システムのいずれかを利用することとすべきである。**

具体的には、

- ・標準の設定に当たっては、国は、地方公共団体間の調整の負担を軽減するため、地方公共団体や事業者の意見を踏まえた標準を設定し、地方公共団体は、システムや業務処理の実態を標準に反映させるとともに、一部の団体の創意工夫によるシステムの機能改善等を他の団体にフィードバックできるようなプロセスを設けること
- ・標準を設定する対象事務の範囲については、標準化の目的や様々な種類の事務がシステム上一体的に処理されている実態を踏まえ、標準化の効果が見込め、地方公共団体に標準化のニーズがある事務を対象とすること
- ・対象事務の所管府省が複数にまたがる場合、分野横断的な事項をはじめとする府省間の調整が適切に行われること
- ・システムの標準化に伴う業務プロセスの標準化に当たっては、団体規模による差異とともに、業務の内容や組織のあり方について地方公共団体が有する自主性に配慮すること
- ・標準を設定する主たる目的が、住民等の利便性向上や地方公共団体の負担軽減であることを踏まえ、地方公共団体が、合理的な理由がある範囲内で、説明責任を果たした上で標準によらないことも可能とすること

が必要である。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）①

（2）地方の情報システムの刷新

【目指す姿】

- ・地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにするなど、住民サービスが向上する。
- ・業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保するなど、行政の効率化が図られる。

地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」という。）第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準（以下「標準化基準」という。）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。

具体的には、地方公共団体又は民間事業者が基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを利用することが可能となるような環境の整備を図る。

その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。

また、ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避するとともに、スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。

さらに、標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなるとともに、地方公共団体は、独自施策等を講じるため、当該地方公共団体が保有する標準準拠システムで利用する標準化されたデータを、必要なサービスを提供するためのシステムに利用することができる。

基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

具体的には、基本方針の案や標準仕様書等の概要や案を令和4年（2022年）4月以降順次提示し、地方公共団体や事業者等に意見を求めながら、関係者間の統一・標準化に関する認識を合わせ、適切な費用での円滑な移行へ向けた実務上の課題を整理した上で、標準準拠システムへの移行に関し、事業者等に対する調査を行い、地方公共団体の意見を丁寧に聴きながら、令和4年（2022年）夏を目途に標準準拠システムへの移行の在り方について定めることとする。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）②

また、国の削減目標は令和7年度（2025年度）までに令和2年度（2020年度）比で3割削減であることを踏まえ、削減目標の更なる上積みを目指す。

統一・標準化の効果を踏まえ、地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了予定後の令和8年度（2026年度）までに、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととする。また、国の削減目標は令和7年度（2025年度）までに令和2年度（2020年度）比で3割削減であることを踏まえ、削減目標の更なる上積みを目指す。

地方公共団体の基幹業務システム等は、ガバメントクラウドを活用することにより、例えば環境の自動設定機能を利用してインフラの構築期間の短縮や運用の効率化を行うことや、各種マネージドサービスを利用してアプリケーションのメンテナンス費用を抑えることや、機能の迅速な拡張や改変が可能となる。

地方公共団体の基幹業務システム等が活用するガバメントクラウドの利用料に係る地方公共団体の負担の在り方については、地方公共団体情報システム標準化基本方針において定める。

また、地方公共団体の基幹業務システムを取り扱う事業者が、ガバメントクラウドを活用して、よりクラウドネイティブなアプリケーションの構築や運用を行い、安価で高い性能を出すためには技術習得が必要な場合があることから、デジタル庁は、学ぶ意欲のある国内事業者に対しガバメントクラウドの環境の適切かつ効果的な利用のためのトレーニングや一定期間試験環境として利用できるようにする等、国内事業者に対し技術習得の支援を行うとともに、事業者の協調領域として標準準拠アプリの共通部品の共同利用や共有すべき知見の在り方について令和4年度（2022年度）中に検討する。

① 地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等

デジタル庁は情報システム整備方針との整合性の確保の観点から、総務省は地方公共団体との連絡調整の観点から、標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する府省庁とともに、地方公共団体情報システム標準化基本方針の案を策定し、関係行政機関の長に協議し、全国知事会・全国市長会・全国町村会から意見聴取を行った上で、令和4年（2022年）夏を目途に定める。

② 標準化基準における共通事項の策定等

標準化基準における共通事項（非機能要件、データ要件・連携要件など）の策定等に取り組む（標準化基準における共通事項の策定等に関する具体的な施策について、以下を参照。）。

標準化基準における共通事項の策定等に関する具体的な施策

① データ要件・連携要件の標準の策定

各制度所管府省庁における標準仕様書の検討と並行して、デジタル庁は、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションを選択し、旧アプリから新アプリに乗り換える場合等のデータ移行を容易にするため、データ要件を定めるほか、標準準拠システム間や他の行政機関等（公共サービスメッシュ等を含む。）とのデータ連携が円滑に行われるようにするため、連携要件を定める。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）③

具体的には、標準仕様書の機能要件や帳票要件を基に、「データ要件・連携要件の標準」を作成することや、基幹業務等におけるマイナポータルぴったりサービスの円滑な活用のため、マイナポータルと標準準拠システムとの間の連携要件を新たに定めるなど、関係機関の協力を得ながら検討を進め、令和4年（2022年）夏を目途にこれらの標準仕様を作成する。

データ要件・連携要件の内容と各制度所管府省庁が定める各業務の標準仕様の内容との整合性が保たれるよう、デジタル庁と各制度所管府省庁は、相互に連携を図る。

また、アプリケーションのデータ要件・連携要件への適合は、ワンスオンリーの推進やベンダーロックインの排除の観点から、十分に担保される必要がある。したがって、デジタル庁はアプリケーションのデータ要件・連携要件への適合性を地方公共団体が容易に確認するためのツールについて、令和4年度（2022年度）中の作成を目指す。

② 非機能要件の拡充

標準非機能要件（セキュリティを含む。）については、先行事業での検証を踏まえて、令和4年（2022年）夏を目途に、必要に応じて拡充する。このうちセキュリティについては、地方公共団体の業務システムの統一・標準化の取組を踏まえ、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の在り方について検討を行う。

具体的には、デジタル庁及び総務省は、令和4年（2022年）の夏を目途に、標準化基準の作成と併せて、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を決定する。セキュリティ対策の方針においては、国・地方公共団体・クラウド事業者・アプリケーション提供事業者等の責任分界等について、先行事業での検証を踏まえて、具体化を進める。

このほか、クラウドロックインとならないための対策やマルチクラウド・マルチベンダーの相互接続・運用を円滑に行う方策等についても検討を行う。

③ 地方公共団体によるガバメントクラウドの利用に関する基準の策定

ガバメントクラウド上に構築することができるシステムや、ガバメントクラウドの利用方法、責任分界の考え方等について、「地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」を、令和4年（2022年）夏を目途に策定する。

ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを地方公共団体が安心して利用できるようにするため、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業を令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）にかけて実施する。

具体的には、ガバメントクラウド上に構築する基幹業務等のアプリケーションの対象範囲の検討、先行事業において構築したシステムが「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」が求める非機能要件（セキュリティ、可用性、性能・拡張性、移行性、運用・保守性等）を満たすことの検証、ガバメントクラウドに移行したシステムと移行しないシステムとの連携の有効性の検証、現行システムとの投資対効果との比較等を行う。

また、ガバメントクラウドと地方公共団体の庁内システムとの接続方法については、将来的な国・地方を通じたネットワークの在り方を見据えつつ、標準準拠システムへの本格移行における当面の接続方法の選択肢としては、LGWANを活用した接続又はデジタル庁が示すガバメントクラウドへの標準的な接続サービス（ガバメントクラウド接続サービス）を活用した接続を想定し、引き続き具体化を進める。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）④

④ 共通機能の標準の策定

標準準拠システムを用いて業務を行う際に必要な機能であって、全ての標準化対象事務に係る標準準拠システムに共通する機能（共通機能）については、標準準拠システムの実運用に関連するものであることを踏まえ、原則、事業者がガバメントクラウド上に構築するサービスを、各地方公共団体が利用する形で提供することとする。この場合、デジタル庁は令和4年（2022年）夏を目途に、共通機能の標準を作成することとし、事業者は、当該標準に従うものとする。

③ 制度所管府省庁による標準化基準の策定等

標準化基準のうち、②の共通事項を除いたもの（機能要件等）については、令和4年（2022年）夏を目途に策定される地方公共団体情報システム標準化基本方針（同方針が策定されるまでは、関係府省会議において共有された作業方針）に基づき、制度所管府省庁が検討体制を整備の上、作業を進めるとともに、データ要件・連携要件の内容との整合性の確保を図った上で、策定する（制度所管府省庁による標準化基準の策定の方針について、以下を参照。）。

制度所管府省庁による標準化基準の策定の方針

デジタル3原則に基づき、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に進める。具体的には、制度所管府省庁は、マイナポータルびったりサービスとガバメントクラウド上の標準準拠システムとの接続、転出証明書情報等の活用、公金受取口座の登録情報の活用等、機能要件等を定めることとする。

また、積極的な業務改革（BPR）の実現のためには、現場の視点のみならず、行革の視点や行政サービスの利用者視点に基づくサービスデザイン思考が必要となる。デジタル庁は、地方公共団体職員とデジタル庁民間人材等とで構成するワークショップを開催し、標準仕様書をベースとしたデジタル3原則に基づく業務改革（BPR）の提案を具体的に行うこととし、当該提案を踏まえて、制度所管府省庁においては、標準仕様書について、デジタル庁・総務省においては、データ要件・連携要件についてそれぞれ必要な対応を検討する。

アプリケーションの機能要件等への適合は、当該アプリケーションを利用する地方公共団体が確認する必要があるが、地方公共団体の負担を軽減し、かつ、適合性について実効的に担保することが可能な確認手法について、制度所管府省庁の協力も得ながら、デジタル庁において令和4年（2022年）夏を目途に提示する。

① 住民記録、戸籍の附票、印鑑登録

住民記録システムについては、令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書（第2.0版）を改定する。

戸籍の附票システムについては、令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書を作成する。

印鑑登録システムについては、令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書（第1.0版）を改定する。

② 地方税（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）、選挙人名簿管理

個人住民税や法人住民税等の基幹税務システムについては、令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書（第1.0版）を改定する。

選挙人名簿管理に係るシステムについては、令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書を作成する。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）⑤

④ 統一・標準化を進めるための支援

ア 財政支援

目標時期である令和7年度（2025年度）までにガバメントクラウド上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、デジタル庁は、令和2年度（2020年度）第3次補正予算により地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に造成された基金の執行について、情報システム整備方針に基づき、総務省を通じて適切に統括・監理を行う。

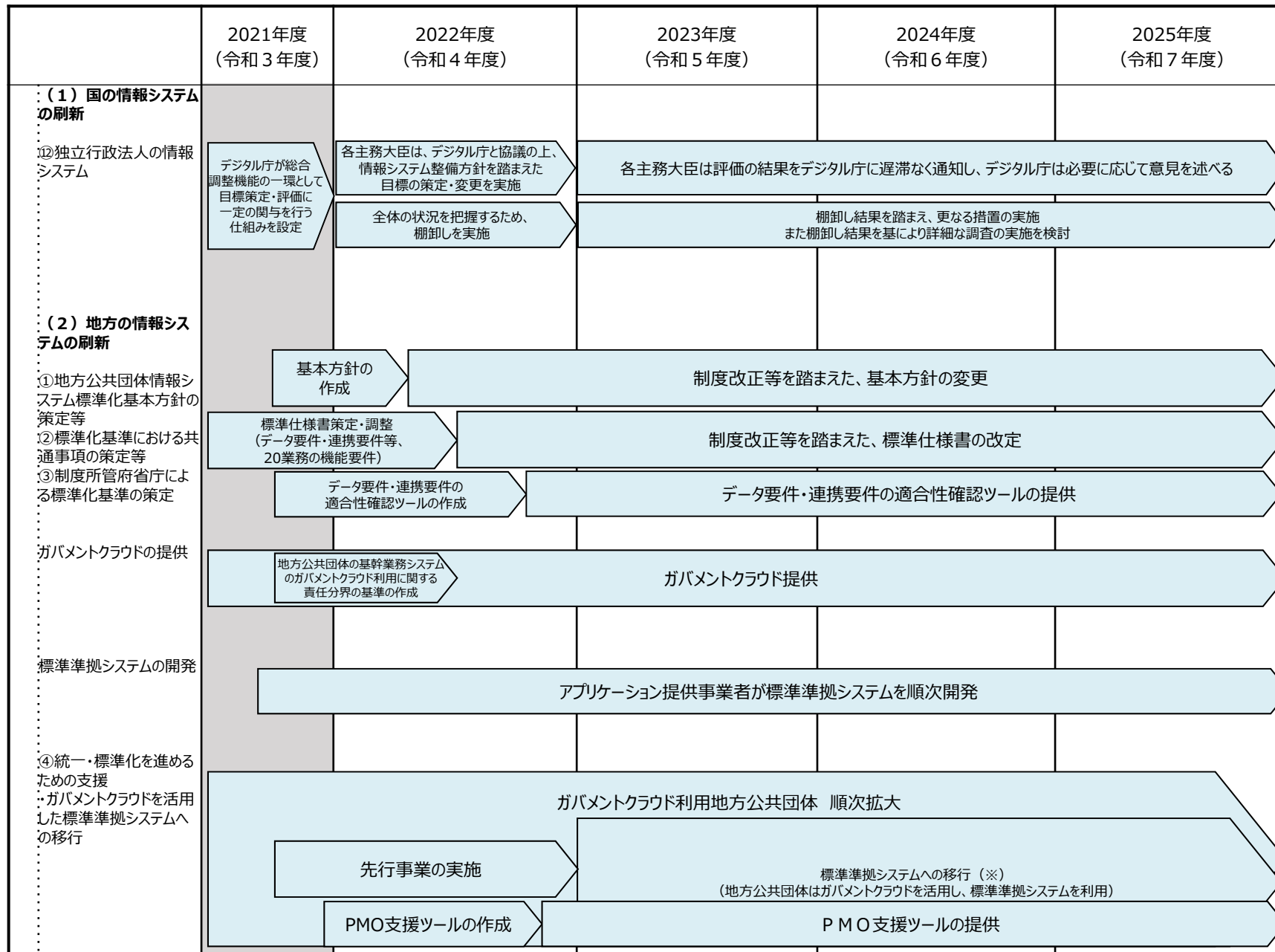
イ その他の支援

統一・標準化の推進に当たり、デジタル庁は、「自治体職員×政府機関職員デジタル改革共創プラットフォーム」を活用し地方公共団体と対話を行う。また、総務省は、標準準拠システムへの移行に向けた標準的な取組を盛り込んだ手順書（1.0版）について、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業の結果なども踏まえながら、必要な見直しを行い、改定する。また、各地方公共団体が当該手順書を踏まえて市町村の標準準拠システムへの円滑な移行を行えるよう、関係府省庁・都道府県とも連携して市町村の進捗管理等の支援を行う。

加えて、デジタル庁及び総務省は、都道府県と連携して、複数市町村での兼務を含め、デジタル人材のCIO補佐官等としての任用等が推進されるように支援する。また、地方公共団体職員との対話や研修、人事交流等を通じて地方公共団体のデジタル人材育成に寄与する。あわせて、総務省は、地方公共団体と外部人材のマッチング機能の強化や人材同士のネットワークの強化等に取り組む。

自治体システムの標準化・共通化に向けたスケジュール

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）より抜粋



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

自治体情報システムの標準化・共通化におけるデジタル庁・総務省・関係府省の役割

自治体情報システムの標準化・共通化において、デジタル庁、総務省及び関係府省はそれぞれ以下の役割を担う。

	デジタル庁	総務省	関係府省
主な 役割	①地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の所管		④'標準化対象事務のうち 制度所管の事務に係る標 準化基準の策定 ※法務省：戸籍 ※文科省：就学 ※厚労省：国民健康保険、国 民年金、障害者福祉、後期高 齢者医療、介護保険、生活保 護、健康管理、児童扶養手当 ※内閣府：児童手当、子ども・ 子育て支援（厚労省と共管）
	②地方自治体の情報システムの 整備・管理方針の策定 ・標準化・共通化に関する全体方針 ・ガバメントクラウドの企画立案・推進	③地方自治体との連絡調整・進 捗管理・財政支援	
		④標準化対象事務のうち住民記 録、戸籍の附票、印鑑登録、選挙 人名簿管理及び地方税に係る標 準化基準の策定	

自治体情報システム標準化・共通化に向けた総務省としての主な取組

1. 仕様書の策定

標準化対象業務のうち、住民基本台帳など総務省所管の業務について、「自治体システム等標準化検討会」（R元年8月～）において、システムの機能や様式・帳票の標準仕様を策定。

住民記録システム
印鑑登録システム
戸籍附票システム

税務システム
・固定資産税
・個人住民税
・法人住民税
・軽自動車税

選挙人名簿管理システム

2. 手順書の公表

標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、標準化・共通化の作業手順等をまとめた手順書を策定。

<作業手順等>

(下線部は早期に実施可能と想定される作業)

計画立案フェーズ	①推進体制の立ち上げ、②現行システムの概要調査、③標準仕様との比較分析、④移行計画作成
システム選定フェーズ	⑤ベンダに対する情報提供依頼(RFI)資料の作成、⑥RFIの実施、⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化、⑧予算要求、⑨ベンダへ提案依頼(RFP) ⑩ベンダ選定・決定、⑪契約・詳細スケジュールの確定、⑫特定個人情報保護評価(PIA)
移行フェーズ	⑬システム移行時の設定、⑭データ移行、⑮テスト・研修、⑯次期情報システム環境構築・NW、⑰条例・規則等改正

3. 財政支援

R7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへの移行に資するよう、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に基金を設け、自治体の取組を支援。

<施策スキーム>



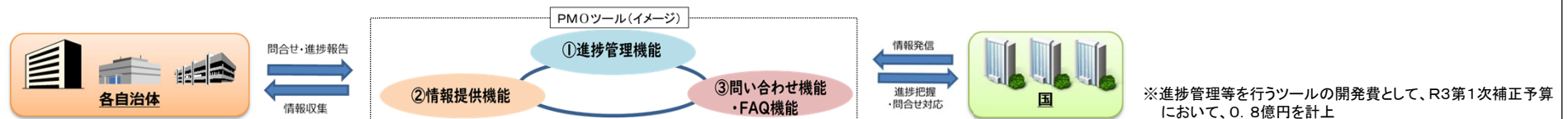
<基金の主な用途>

- ・ガバメントクラウド上のシステムへの移行準備経費 (現行システムの概要調査・比較分析、移行計画作成等)
- ・システム移行経費(データ移行、文字の標準化等) など

1,825億円 ※
 [1,509億円 (R2第3次補正予算) + 317億円 (R3第1次補正予算)]
※四捨五入の関係上、合計額が必ずしも一致しない。

4. 進捗状況の把握・情報提供等 (PMO)

各自治体における移行作業の進捗状況等を把握するとともに、標準化・共通化に係る助言や情報提供等を体系的に実施。



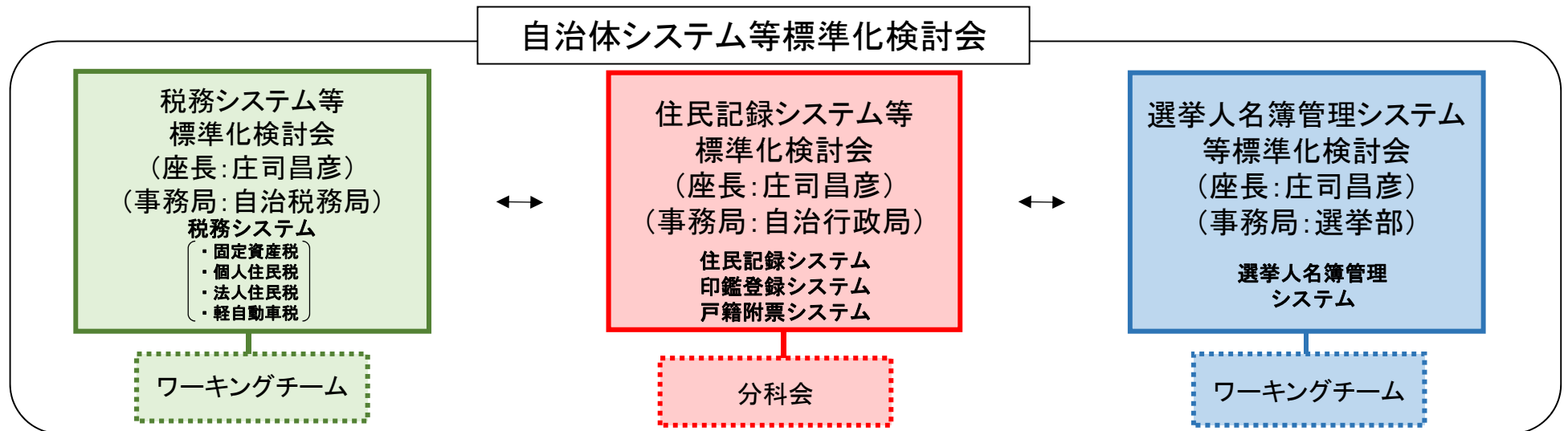
地方公共団体の意見を聞きながら、R7年度までに標準準拠システムへの移行を目指す。

「自治体システム等標準化検討会」について(総務省における検討体制)

- 標準化対象事務のうち、総務省所管分野における自治体の情報システムや様式・帳票の標準化について、自治体、事業者及び国が具体的な検討を行う「自治体システム等標準化検討会」を令和元年8月から開催。

検討会の構成

- ✓ 構成員：自治体の実務担当者、全国知事会、全国市長会、全国町村会、J-LIS、APPLIC、有識者、総務省、デジタル庁 等
- ✓ 準構成員・オブザーバ：システムベンダ



<検討状況(R4.7.6現在)>

【検討会】 5回開催

【ワーキングチーム】 90回開催(合計)

(標準仕様書取りまとめ状況)

- ・税務システム標準仕様書【第1.0版】
(R3.8.31公表)

【検討会】 14回開催

【分科会】 16回開催

(標準仕様書取りまとめ状況)

- ・住民記録システム標準仕様書【第1.0版】
(R2.9.11公表)
- ・住民記録システム標準仕様書【第2.0版】
(R3.8.31公表)
- ・印鑑登録システム標準仕様書【第1.0版】
(R3.9.29公表)

【検討会】 3回開催

【ワーキングチーム】 8回開催

(標準仕様書取りまとめ状況)

令和4年夏までに選挙人名簿管理システム標準仕様書【第1.0版】を取りまとめる予定。

自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】 概要

1. 手順書の趣旨

- 本手順書は、標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、自治体において共通して想定される標準化・共通化の作業手順等をまとめたもの。
(なお、今後の標準仕様やガバメントクラウド等の検討を踏まえ、随時、手順書の改定を行うことを予定。)
- 各自治体は、本手順書も参考としつつ、自らのシステムの現状等を十分に把握の上、目標時期までの移行に向け計画的に取り組むことが求められる。

2. 必要性・メリット

- 自治体情報システムは、利便性等の観点から団体ごとにカスタマイズ等が行われてきた結果、「維持管理や制度改正時の改修等における個別対応・負担」「クラウド利用が円滑に進まない」「住民サービスを向上させる最適な取組の迅速な全国展開が難しい」等の課題がある。
- 標準化・共通化の取組は、こうした人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築するもの。

3. 特徴・作業手順等

○ 標準化・共通化の特徴

標準化対象システムについて、関係府省において標準仕様書を作成した上で、各ベンダが標準準拠システムを全国規模のクラウド基盤（ガバメントクラウド）に構築し、当該システムを各自治体が利用する姿を目指す。

- (1) 目標時期は令和7年度 (2) 全ての標準化対象事務(20事務)が対象 (3) 全自治体における短期的・集中的な取組
(4) 国の動きと密接に関連（関係府省の標準仕様書、ガバメントクラウドへの移行等） (5) 標準仕様書に基づく業務フロー等の見直しの検討

→ **全庁的な体制整備、綿密な移行計画の作成が必要。早期着手により令和7年度までの事務負担の平準化が重要。**

○ 作業手順等

(下線部は早期に実施可能と想定される作業)

計画立案フェーズ	<u>①推進体制の立ち上げ</u> 、 <u>②現行システムの概要調査</u> 、 <u>③標準仕様との比較分析</u> 、 <u>④移行計画作成</u>
システム選定フェーズ	<u>⑤ベンダに対する情報提供依頼(RFI)資料の作成</u> 、 <u>⑥RFIの実施</u> 、 <u>⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化</u> 、 <u>⑧予算要求</u> 、 <u>⑨ベンダへ提案依頼(RFP)</u> <u>⑩ベンダ選定・決定</u> 、 <u>⑪契約・詳細スケジュールの確定</u> 、 <u>⑫特定個人情報保護評価 (PIA)</u>
移行フェーズ	<u>⑬システム移行時の設定</u> 、 <u>⑭データ移行</u> 、 <u>⑮テスト・研修</u> 、 <u>⑯次期情報システム環境構築・NW</u> 、 <u>⑰条例・規則等改正</u>

※ あわせて、自治体の標準準拠システムへの円滑な移行に向けて、デジタル基盤改革支援補助金による財政支援を行う。

自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

1,825億円 ※四捨五入の関係上、合計額が必ずしも一致しない
(R2第3次補正予算:1,509億円、R3第1次補正予算:317億円)

○ 標準化対象の20業務（※）に係る自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、令和7年度までに標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）を利用する形態に移行することを目指す。

※ 20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

概要

- 各自治体が、令和7年度までにガバメントクラウド上で構築された標準準拠システムを利用する形態に移行することを目指すため、住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、移行のために必要となる経費を支援する（基金に計上）。

<基金の造成先> 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

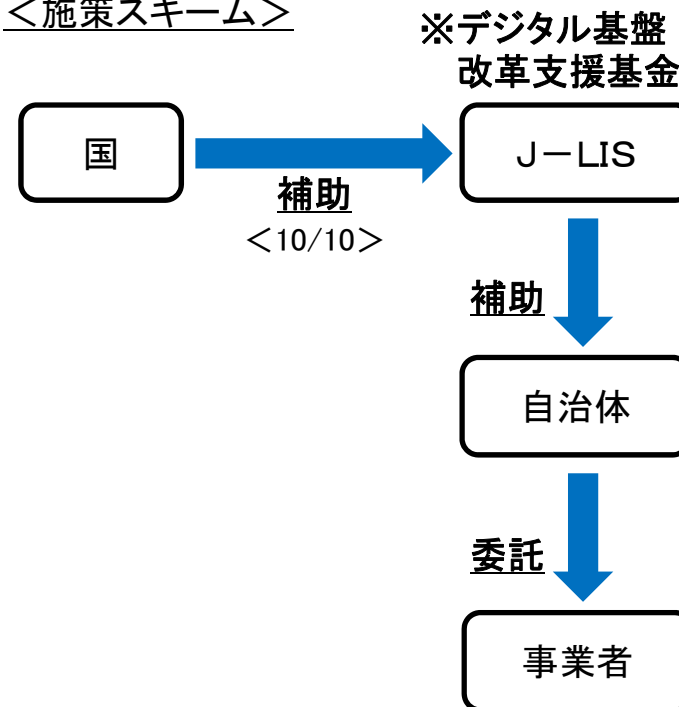
<基金の主な使途>

○ガバメントクラウドへの移行に要する経費

- ・ ガバメントクラウド上のシステムへの移行準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）
- ・ システム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等） など

<基金の年限> 令和7年度まで

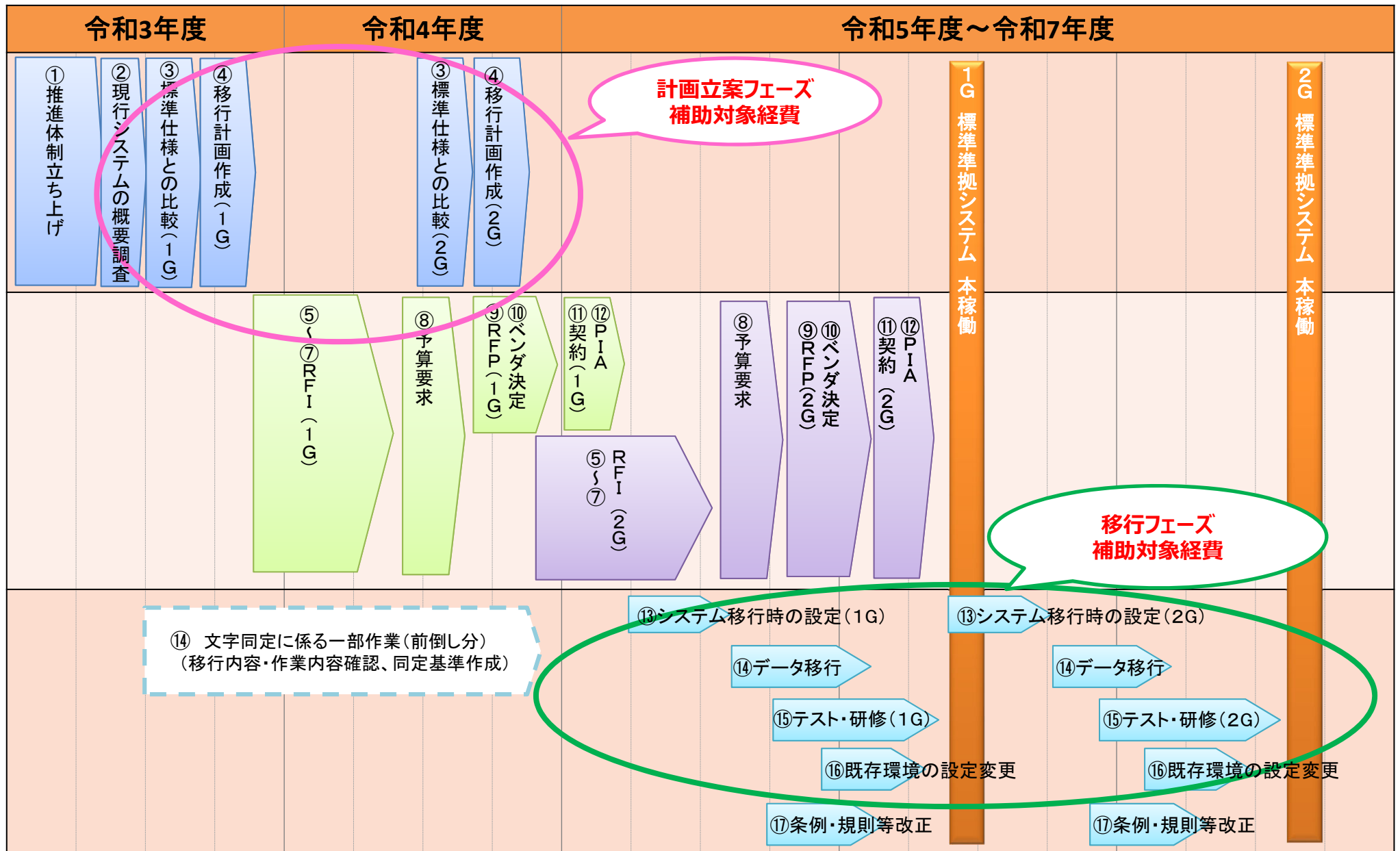
<施策スキーム>



標準準拠システムへの移行に向けた検討スケジュール（例）

※手順書より

【作業項目ごとに要する月数を積み上げた際のスケジュール例】（切替パターン）



自治体情報システムの標準化・共通化に進捗状況の把握・情報提供等（標準化PMO）

- 令和7年度までに、全ての自治体が標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）へ円滑に移行することができるよう、各自治体における標準化・共通化の状況を把握するための調査を行うとともに、自治体に対し、自治体情報システムの標準化・共通化のために必要な助言や情報提供等を行い、もって、標準化・共通化の取組の加速化・円滑化を図る。

<参考> 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号） 抄

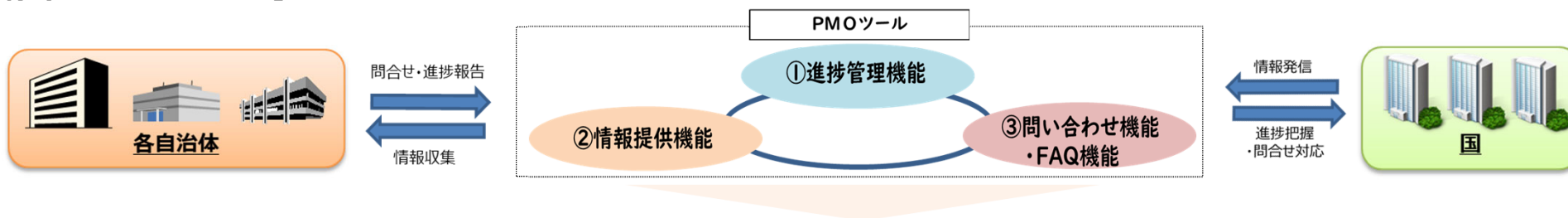
（国の措置等）

第九条（略）

2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

3 都道府県は、市町村（特別区を含む。）に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

【標準化PMOイメージ】

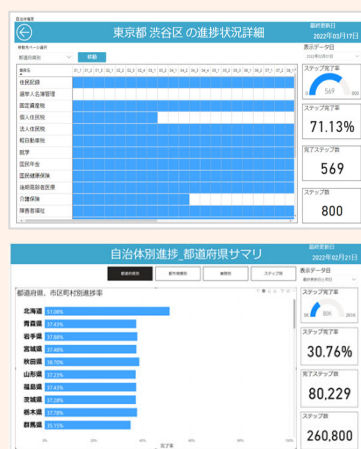


<進捗状況の報告>

40ステップ	
1	標準化推進体制の構築
2	標準化推進計画の策定
3	標準化推進計画の実行
4	標準化推進計画の見直し
5	標準化推進計画の完了
6	標準化推進計画の完了確認
7	標準化推進計画の完了報告
8	標準化推進計画の完了報告の受理
9	標準化推進計画の完了報告の審査
10	標準化推進計画の完了報告の審査結果の通知
11	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立て
12	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての受理
13	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査
14	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の通知
15	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立て
16	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての受理
17	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査
18	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の通知
19	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立て
20	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての受理
21	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査
22	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の通知
23	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立て
24	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての受理
25	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査
26	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の通知
27	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立て
28	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての受理
29	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査
30	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の通知
31	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立て
32	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての受理
33	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査
34	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の通知
35	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立て
36	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての受理
37	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査
38	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の通知
39	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立て
40	標準化推進計画の完了報告の審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての審査結果の不服申立ての受理

標準化に係る進捗について、標準化対象の20業務ごとに40のステップに分け、各自治体が状況を毎月報告。

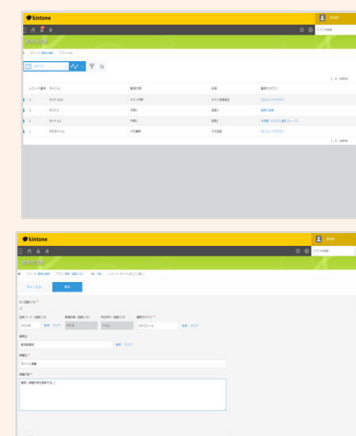
<進捗状況の把握>



標準化に係る進捗状況について、**グラフや数字等により一目で状況を把握**できるよう工夫。

自治体単位や都道府県単位で進捗状況の確認が可能。

<問合せ・FAQ>



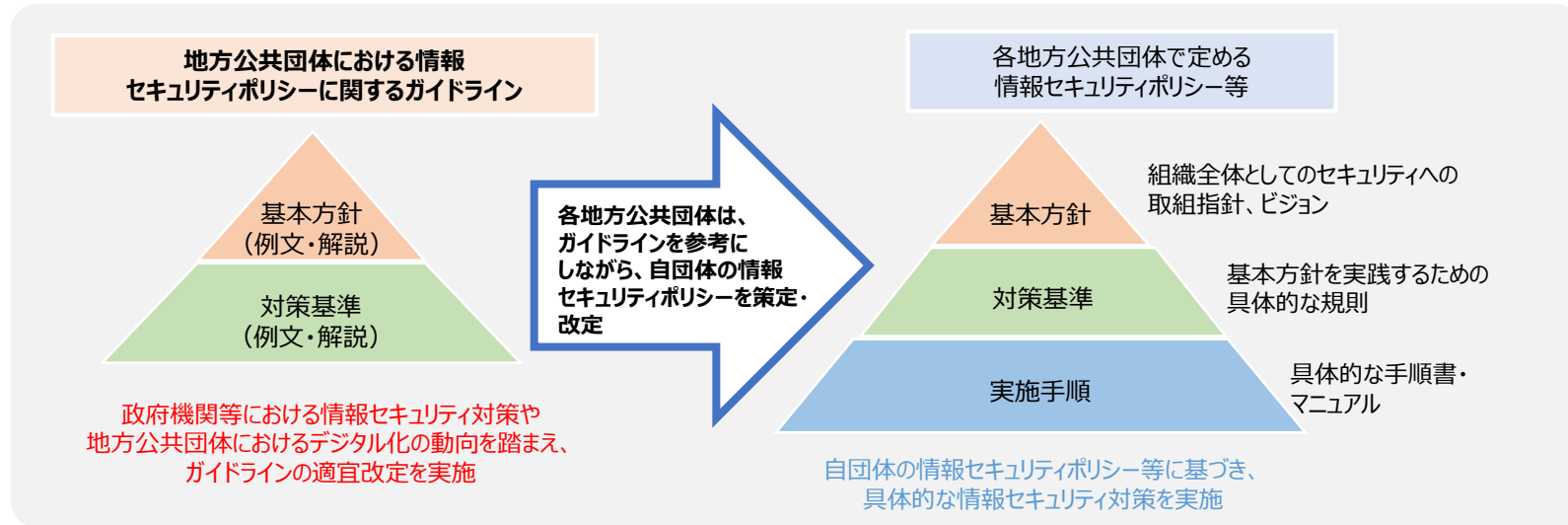
標準化に係る質疑や課題の報告等について、当該ツールから**一元的に問合せ**可能。

頻出する問合せ等については、FAQとして取りまとめ、共有。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の概要

総務省における地方公共団体の情報セキュリティ対策に対する支援

総務省は、地方公共団体の情報セキュリティ対策を支援するため、平成13年度に情報セキュリティ対策の指針として「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、その後も、政府機関等における情報セキュリティ対策の動向や地方公共団体におけるデジタル化の動向等を踏まえながら適宜ガイドラインの改定を実施



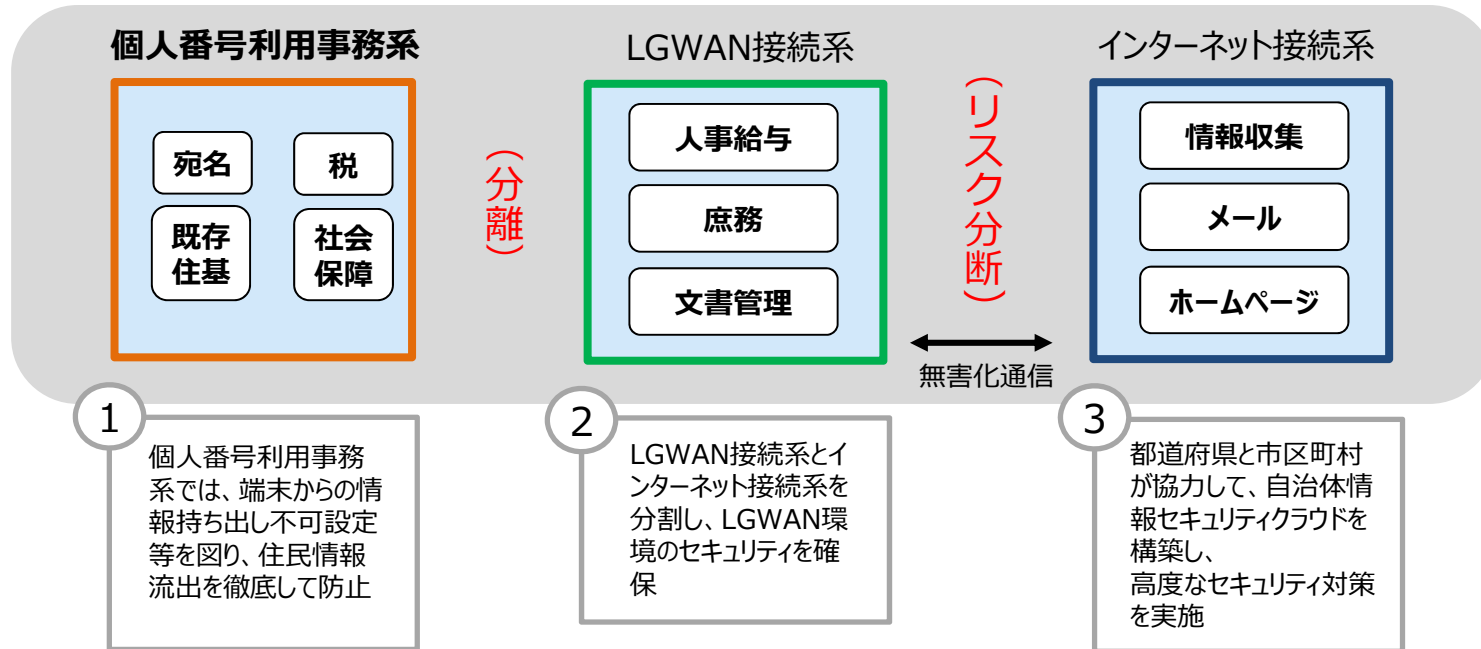
直近のガイドライン改定

改定時期	改定内容・理由
平成27年3月	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」、「サイバーセキュリティ基本法」の成立等の内容を反映
平成30年9月	平成27年の日本年金機構における情報流出事案を受け、総務省から地方公共団体へ要請を行った「三層の対策」等の情報セキュリティの抜本的強化策の内容を反映
令和2年12月	「三層の対策」の効果や課題、新たな時代の要請を踏まえ、セキュリティの確保と効率性・利便性向上の両立の観点から、情報セキュリティ対策の見直しを実施し、その内容を反映
令和4年3月	令和3年7月の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定や地方公共団体のデジタル化の動向を踏まえた内容を反映

「三層の対策」概要

「三層の対策」によるセキュリティ対策の強化について（平成27年～）

市町村におけるネットワーク構成（イメージ）



対策要請の経緯

- H27.5 年金機構の情報漏えい事案発覚後、有識者による「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」を設置
- H27.11 検討チームより自治体の対策内容（「三層の対策」）について報告
- H27.12 総務大臣通知により自治体に「三層の対策」を要請
- H28.2 自治体が「三層の対策」に取り組むための補助金を創設（H27年度補正予算）
- H29.7 自治体による「三層の対策」への対応完了

令和2年度のガイドライン改定の概要

ガイドライン改定の経緯

「三層の対策」によりインシデント数の大幅な減少を実現した一方で、行政手続のオンライン化、テレワーク等の新たな時代の要請を踏まえ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」において改定案を検討し、令和2年12月に改定

➤ 主な改定ポイント

1. マイナンバー利用事務系の分離の見直し

・住民情報の流出を徹底して防止する観点から他の領域との分離は維持しつつ、国が認めた特定通信（eLTAX、マイナポータル）に限り、インターネット経由の申請等のデータのダウンロード（片方向）を可能とし、ユーザビリティの向上や行政手続のオンライン化に対応

2. LGWAN接続系とインターネット接続系の分割の見直し

・効率性・利便性の高いモデルとして、インターネット接続系に業務端末・システムを配置した新たなモデル（βモデル）を提示（ただし、採用には追加のセキュリティ対策の実施が条件）

3. リモートアクセスのセキュリティ

・業務で取り扱う情報の重要性に合わせて、LGWAN接続系のテレワークについての基本的な考え方、リスク及びセキュリティ要件とともに、想定されるモデルを記載

4. LGWAN接続系における庁内無線LANの利用

・LGWAN接続系において庁内無線LANを利用する場合のセキュリティ要件を記載

5. 情報資産及び機器の廃棄

・神奈川県におけるHDD流出事案を踏まえ、情報システム機器の廃棄等について、情報の機密性に応じた適切な手法等を記載

6. 研修、人材育成

・各自治体の情報セキュリティ体制・インシデント即応体制の強化について記載

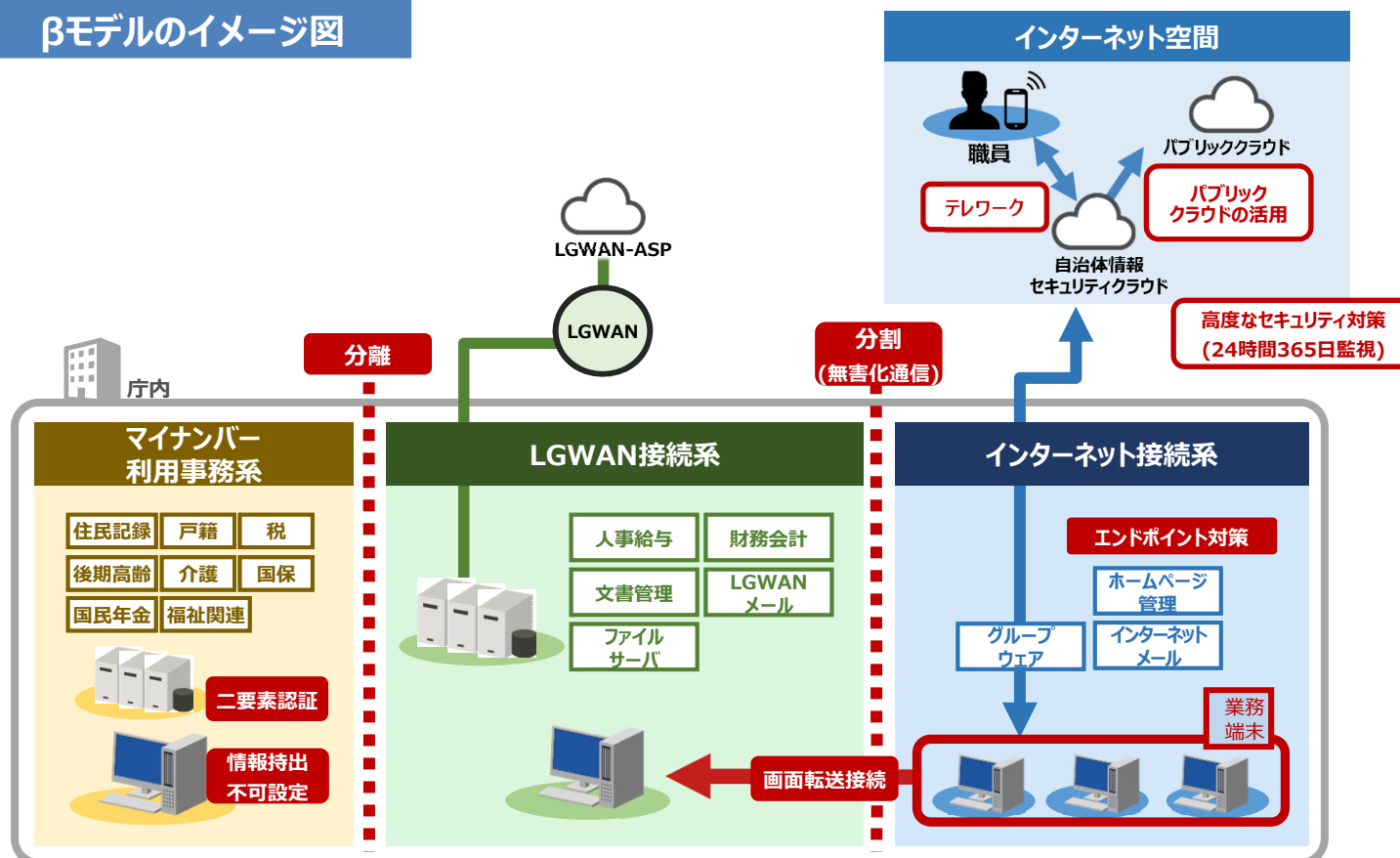
※ その他、平成30年の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改定の内容を反映

主な改定ポイント：LGWAN接続系とインターネット接続系の分割の見直し

改定の概要

- ・業務の効率性・利便性向上のため、インターネット接続系に業務端末・システムを配置した「新たなモデル（βモデル）」を提示
- ・採用する場合に増加するリスクを考慮し、追加で必要となる情報セキュリティ対策を記載
(βモデルの採用には、技術的対策に加え、緊急時即応体制の整備等の組織的・人的対策の確実な実施が条件)

βモデルのイメージ図



(注) βモデルのうち、重要な情報資産をインターネット接続系に配置する場合は「β'モデル」としている。

令和3年度のガイドライン改定の概要

ガイドライン改定の経緯

令和3年7月の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定及び地方公共団体におけるデジタル化の動向を踏まえ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」において改定案を検討し、令和4年3月に改定

➤ 主な改定ポイント

1. 業務委託・外部サービス利用時の情報資産の取扱い

- ・業務委託・外部サービスを再定義したうえで、取り扱う情報に応じて適切なセキュリティ対策の実施を記載
- ・外部サービス利用時のライフサイクルにわたるセキュリティ要件や利用承認手続に関する規定を記載
- ・今後のクラウドサービスの活用を見据えて、第三者認証制度や監査報告書をクラウドサービス選定の指標・基準等として、積極的に活用するよう記載を見直し

2. 情報セキュリティ対策の動向を踏まえた記載の充実

- ・不正プログラム対策製品やソフトウェア等を導入するだけでなく、監視体制やCSIRTとの連携等の組織的な対応が必要であること等を記載

3. 多様な働き方を前提とした情報セキュリティ対策

- ・テレワーク実施場所等の運用面に関するセキュリティ対策を記載
- ・支給以外の端末(BYOD)利用時の情報セキュリティ対策として、支給以外の端末に情報を保存させない対策や電子証明書等を用いて庁内ネットワークへ接続する端末を制限する対策を記載
- ・Web会議に関する対策を記載

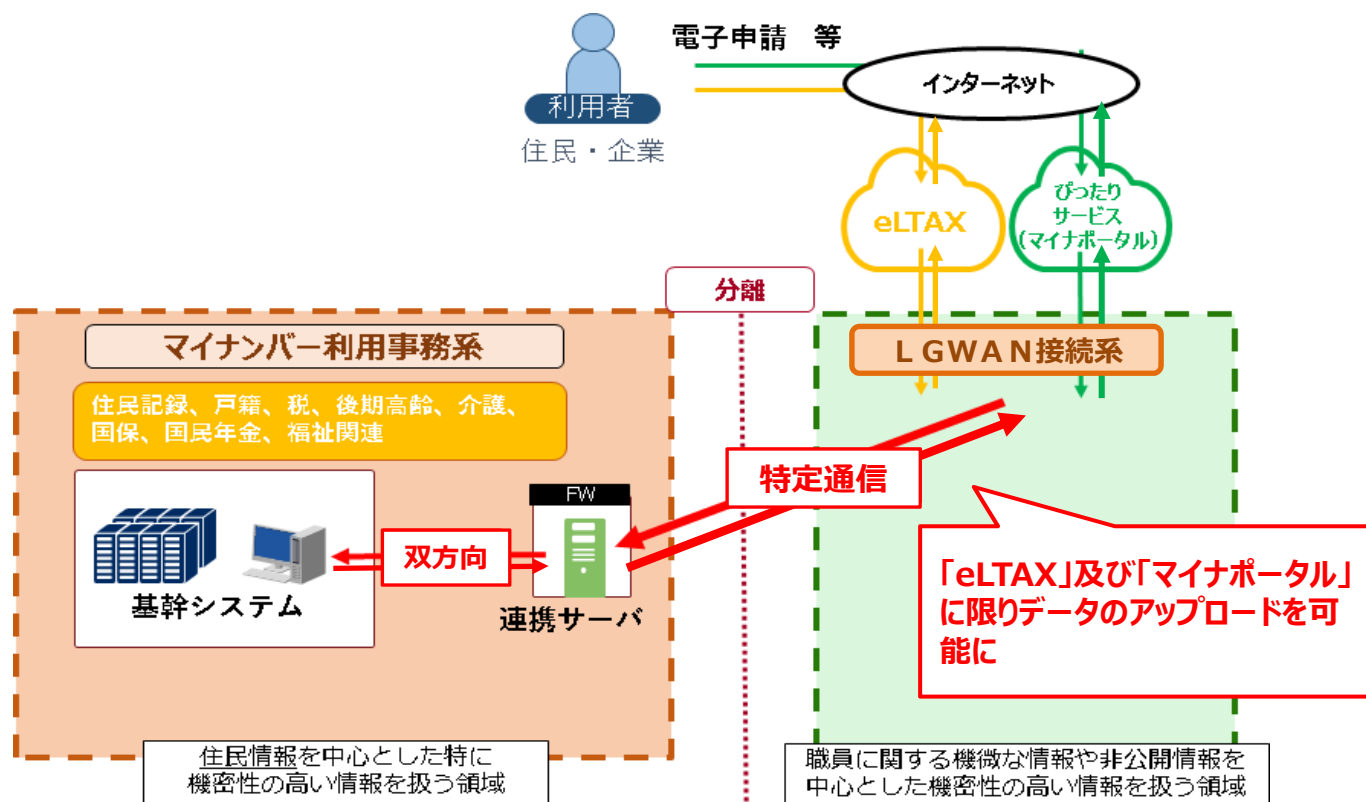
4. マイナンバー利用事務系から外部接続先へのデータのアップロード

- ・国が認めた特定通信(eLTAX、マイナポータル)に限り、必要な情報セキュリティ対策を徹底したうえで、マイナンバー利用事務系から外部接続先へのデータのアップロード(双方向)を可能とするよう記載を見直し

主な改定ポイント：マイナンバー利用事務系から外部接続先へのデータのアップロード

改定の概要

- ・住民情報の流出を徹底して防止する観点から他の領域との分離は維持
 - ・国等の公的機関が構築したシステム等、十分に安全性が確保された外部接続先(ex. eLTAX、マイナポータル)との通信に限り、インターネット経由の双方向通信を可能とし、ユーザビリティの向上及び行政手続のオンライン化に対応
- ※R3年度改定前のガイドラインでは、インターネットからマイナンバー利用事務系へのデータのダウンロードのみを可能としていたが、マイナンバー利用事務系から十分に安全性が確保された外部接続先へのデータのアップロードについても、必要となるセキュリティ対策を行うことで可能となり、双方向通信が実現した。



令和4年度のガイドライン改定方針(案)について①

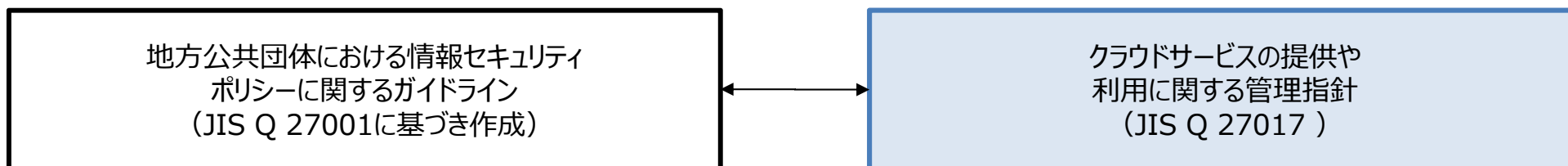
方針案の位置付け

- 地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針である「地方公共団体情報システム標準化基本方針(案)」では、地方公共団体は、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を参考にしながら、セキュリティ対策を行うものとしてされており、地方公共団体のクラウド利用等に関する情報セキュリティ対策について、ガイドライン上に反映する必要がある。
- 本方針は、今後ガイドラインの改定を行うに当たって、地方公共団体等にあらかじめ示す内容を取りまとめたものであり、更なる詳細については、標準化基本方針やガバメントクラウド先行事業の検証結果等の状況を踏まえ、引き続き検討を行う。

※ 7月13日から8月3日にかけて地方公共団体への意見照会を実施。今後、意見の内容等を踏まえ、改定方針を決定予定。

方針案の構成

- 現行ガイドラインとクラウドサービスの利用に関する情報セキュリティの国際規格(JIS Q 27017)を比較し、クラウドサービスの利用に関して追加的に定めるべき情報セキュリティ対策を現行ガイドラインの項目に沿って整理。
- ガバメントクラウドを利用する際に、対応不要となる事項等についてはガバメントクラウド個別事項として追記。



令和4年度のガイドライン改定方針(案)について②

方針案の構成とポイント

第1章 本方針の目的

▷ガイドラインの次期改定において、記載予定の事項を方針として記載

第2章 本方針の範囲

▷地方公共団体がマイナンバー利用事務系のシステムを含む情報システムをクラウドサービス上で整備及び運用する場合を範囲として講ずるべき情報セキュリティ対策を整理

第3章 本方針の構成

▷クラウドサービスの提供や利用に関する情報セキュリティの国際規格(JISQ27017)に基づき、具体的な情報セキュリティ対策を記載

第4章 情報セキュリティ対策

1.組織体制

▷クラウドサービス利用時の組織体制の構築、インシデント発生時の連絡体制の確認の必要性を記載

2.情報資産の分類と管理

▷ライフサイクルに応じた情報資産の取扱いの明確化
▷暗号化消去について、データ消去の方法の一つとして記載

3.情報システム全体の強靱性の向上

▷クラウドサービス上でのマイナンバー利用事務系等の取扱いを記載
▷マネージドサービス等を利用する場合の考え方を記載

4.物理的セキュリティ

▷クラウドサービスの装置等の廃棄方法の確認等について記載

5.人的セキュリティ

▷クラウドサービス利用時の職員等の意識向上、教育及び訓練について記載

6.技術的セキュリティ

▷クラウドサービス利用時のバックアップの留意点、クラウドサービス内のネットワークの分離、アクセス制御、仮想環境におけるセキュリティ対策や構成管理、脆弱性管理等の整理の必要性について記載

7.運用

▷ログの取得、監視、緊急時対応計画の必要性について記載

8.業務委託と外部サービスの利用

▷クラウドサービスに関連する情報セキュリティの役割及び責任を定めたサービス合意書の締結について記載

9.評価・見直し

▷サービス選定時のみならず、評価・見直しの段階での監査報告書において確認する必要性について記載